

独立行政法人大学評価・学位授与機構の中期計画

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条の規定により、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。

I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- 1 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の質の向上を図りつつ、既存経費の見直し、効率化を進める。一般管理費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上を削減するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。
なお、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。
- 2 各事業の業務量の変動に伴い、必要に応じて組織の見直しを行うとともに、人員の適正配置を実施する。その際、管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などにより、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討する。
- 3 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）により、独立行政法人国立大学財務・経営センターと統合を行う。なお、統合時期については、可能な限り早期の改革実施を目指す。このため、必要な組織・体制を整備する。
- 4 契約については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）により決定された「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、適正化を推進するため、機構が策定する「調達等合理化計画」に沿って、取組を着実に推進するとともに、その取組状況を公表する。
- 5 業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、政府の方針を踏まえ、情報システム環境を整備する。
- 6 機構長のリーダーシップの下、適切な業務運営を行うため、リスクマネジメント体制の整備、組織にとって重要な情報の把握及び役職員への周知徹底を行い、内部統制の充実・強化を図る。また、監事による監査や会計監査人による法定監査により、機構の業務運営全般について厳格なチェックを行う。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 総合的事項

- (1) 大学関係者及び有識者等の参画を得て業務運営を行う。評価事業及び学位授与事業の実施に当たっては、評価担当者や審査委員となる外部の学識経験者について負担の軽減を図りつつ、計画的な確保を行う。
- (2) 機構の業務運営及び事業について、効果的、効率的に推進するために、達成目標、実

施体制を明確に設定した上で、その推進を図るとともに、進捗状況のフォローアップを適時、適切に行い、これらに関する自己点検・評価を実施して、その結果に基づき業務等の見直しを図る。

また、次期中期目標期間における業務の改善に資する観点から、外部検証委員会において、自己点検・評価の結果についての検証等を実施し、その結果に基づき、業務の見直し・改善を図る。

なお、調査研究については、その成果及び活用状況等について高等教育関係者による評価を受ける。

2 教育研究活動等の評価

我が国の評価機関が国際通用性のある質の高い評価を行えるよう、評価に関する調査研究や国内外の質保証機関との連携等により得られた知見を活用し、大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価、及び大学等の教育研究活動等の状況に関する評価を行う。また、民間認証評価機関や大学等への専門的知見の提供等を積極的に行う。これらの取組を推進することにより、認証評価全体の改善に資するための先導的役割に特化する。

さらに、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究水準の向上に資するため、文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請に基づき、調査研究等の成果を活用し、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間における教育研究の状況について評価を行う。

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

① 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等

ア 研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況等について、それぞれ機構が定める評価基準に従って選択評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。

イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。

ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。

エ 評価の国際通用性や高等教育政策上の要請を踏まえた評価システムを構築するため、評価に関する調査研究の成果を反映した新たな評価基準等の策定に向けた検討を行う。

② 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価

ア 機構が定める評価基準に従って大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。

イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。

ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。

エ 民間認証評価機関が評価を実施することが可能な教育機関の数や評価を受ける教育機関への影響を考慮しつつ、機構自らが実施する認証評価について、その数を段階的に削減し、将来的な廃止を含めた在り方を検討する。

オ 認証評価制度全体の改善に資するための先導的な取組に関する部分を除き、原則として手数料収入で必要な経費を賄うよう、合理化・効率化を図る。

カ 法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価については、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえ、本中期目標期間中に当該評価に係る運営費交付金の具体

的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に削減する。

(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価

- ア 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間における教育研究の状況について、評価を行い、評価結果について、文部科学省国立大学法人評価委員会に提出するとともに、社会に公表する。
- イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう、評価体制等を構築し、大学の教育情報に係るデータベースを活用するとともに、評価担当者の研修を実施する。
- ウ 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間における教育研究の状況の評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うこと等により検証し、第3期の評価に向けた評価方法を改善するための検討を行う。

3 学位授与

我が国の教育システムの生涯学習体系への移行及び高等教育機関の国際通用性を伴った多様な発展等に寄与するため、大学による学位授与の原則を踏まえつつ、高等教育の段階の様々な学習の成果を評価し、大学の卒業者又は大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して学位を授与する。

なお、学位授与事業の実施に当たっては、調査研究の成果を活用する。さらに、事業全体について効率化及び合理化を図るとともに、学位審査手数料の引上げにより、中期目標期間終了時までには運営費交付金の負担割合を概ね5割程度に下げる。また、省庁大学校修了者に対する学位授与については、引き続き運営費交付金を充当せずに収支均衡させる。

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

- ① 単位積み上げ型による学士の学位授与については、申請者に係る修得単位の審査並びに学修成果についての審査及び試験等を行い、各専攻分野の学士の水準を有していると認められる者に対して、申請後6月以内に学士の学位を授与する。
また、引き続き、インターネットを利用した電子申請の推進、不合格者に対する個別理由の通知など、利便性向上の取組を推進する。
- ② 短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定申出に基づき、大学教育に相当する水準を有しているか審査を行い、基準を満たす専攻科については認定するとともに、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。
- ③ 機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の専攻科の修了見込み者に対する審査については、学位の質を担保しつつ、円滑な学位の審査と授与を行うための新たな審査方式を平成27年度中に導入する。

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

- ① 省庁大学校からの課程の認定申出に基づき、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているか審査を行い、認定するとともに、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。
- ② 省庁大学校の課程を修了し、学位授与申請を行う者に対しては、審査により各専攻分野の学士、修士又は博士としての水準を有していると認められる者に、学士は申請後1月以内に、修士及び博士は原則として申請後6月以内に学位を授与する。

(3) 学位授与事業についての広報

単位積み上げ型の学位授与に申請を希望する潜在的な学習者に対する支援のため、また、学位授与事業に関する情報を積極的に発信して、社会における理解の増進や申請者の拡大に資するため、電子媒体やパンフレット等により、機構の学位授与制度について

広報する。

4 質保証連携

大学等における質保証を支援するため、大学等と連携し、大学等における内部質保証システムの確立に資するよう、国内外の質保証に係る情報の収集、整理及び提供、質保証に関わる人材の能力開発を行う。また、大学等における各種の学習の機会等に関する情報の収集、整理及び提供を行う。

さらに、国内外の質保証機関と連携し、我が国の評価制度全体の改善に資する活動を行う。また、我が国の高等教育への国際的な信頼性を高めるため、国際的な質保証活動に積極的に参画し、関係機関と協力して活動を行う。

併せて、これらの活動について社会に広く発信する。

(1) 大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組

① 大学等に関する情報の収集、整理及び提供

ア 大学等における評価活動や教育研究活動等の改善に資するための情報を収集・整理し、提供する。

イ 国際的な動向を踏まえた高等教育の質保証活動に資するため、諸外国の質保証に係る制度情報や動向について収集・整理し、提供する。

ウ 高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、各種の学習に関する情報及び大学における学位授与状況調査等の学位に関する情報を収集・整理し、提供する。

エ データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表の仕組みとしての大学ポートレートを、日本私立学校振興・共済事業団と連携して、運用する。その際、大学ポートレートへの参加大学数や大学による情報公表の状況、大学ポートレートウェブサイトへのアクセス状況及び利用者の意見の把握・分析等を通じてその効果を検証するとともに、その結果を踏まえて改善に取り組むものとする。

② 質保証人材育成

大学及び評価機関等の質保証に係る活動を実効性のあるものとするため、自己点検・評価、IR（インスティテューショナル・リサーチ）、大学評価等の質保証に関わる人材の能力向上のための取組を行う。

(2) 国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組

① 我が国の大学等の評価の効果的かつ効率的な実施のため、認証評価機関連絡協議会等を通じて、国内の評価機関等との連携・協力を進めるとともに、国内の評価機関等に対して評価に関する専門的知見等の提供を行う。

② 我が国の高等教育の質保証に係る国際通用性の確保を図るとともに、グローバル時代に即した質保証の発展に資するため、諸外国の質保証機関及び国際的な質保証ネットワーク等と連携・協力した活動を行う。また、大学等の国際的な連携に伴う教育の質保証に資する活動を行う。

5 調査研究

機構における大学評価、学位授与及び質保証連携の各事業等の基底となる基盤的研究並びに事業の検証等に係る実証的研究を推進するとともに、我が国の高等教育の質保証に関する政策課題に対応した重点的調査研究を実施する。その際、認証評価に係る調査研究について、機構が先導的役割を担うためのものに限定するものとする。調査研究の実施に当

たっては、機構の事業担当部課と共同で取り組むほか、経費の削減及び業務の効率化にも配慮しつつ、大学等及び国内外の質保証機関等との連携により研究成果の共有と定着を図る。これらの調査研究の成果を機構の事業に反映させるとともに、社会へ公開して普及に努め、調査研究の実績を適切に評価する。

(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究

① 大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究

ア 大学等の教育研究の評価の在り方に関する研究

我が国における大学等の教育研究活動等の評価の適切性や効果の検証を通じて、今後の我が国の大学等の評価の在り方を追究するとともに、評価の国際通用性を企図した教育研究活動等の評価の在り方及び高等教育政策の進展に伴う要請に対応した評価システムに関する研究を行う。

イ 機構の実施する教育研究活動等の評価の有効性に関する調査研究

機構の実施する大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、評価が大学等において有効に機能しているかどうかを検証するとともに、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に研究する。

② 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

ア 学位の要件となる学習の体系的に関する研究

学位授与の要件となる学習の体系的な構成と学位の構造・機能について、学位・単位制度に関する理論的基底及び学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績を踏まえて研究する。

イ 機構の実施する学位授与の教育的・社会的機能に関する調査研究

高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。

③ 高等教育の質保証の確立に資する調査研究

ア 高等教育の質保証に係る情報の活用に関する研究

質保証を確立するための評価において必要とされる情報の収集・整理・分析・公表等の検討及び教育研究活動に関する指標の開発等、大学等における自己評価及び評価機関等による評価の活用に関する研究を行う。

イ 大学等における教育研究の質保証及び質保証システムの構築に関する研究

我が国の大学等における教育研究の質保証に資するため、学位授与に至る教育課程の編成及び学習成果の評価手法等の在り方に関する調査研究を行うとともに、自律的な質保証活動を機能させるための多様な自己評価手法等に関する参照指針とそれに基づく人材育成及び能力開発のためのプログラムの研究開発を進める。

ウ 高等教育の国際的な質保証と学位・単位の国際通用性に関する研究

質保証を伴う国際的な教育プログラムの在り方及び国内外で取得された学位及び単位の相互認証のための情報提供の在り方について調査研究を行い、大学等の支援のための仕組みを検討する。

(2) 調査研究の成果の活用及び評価

① 機構の事業への調査研究の成果の活用

大学評価及び学位授与の各事業の実施結果に対する実証的研究の成果を報告としてとりまとめて、事業の改善に活用する。また、その状況を、調査研究と事業を一体的に捉えた成果の活用状況として公表する。

② 社会への調査研究の成果の提供

質保証のための評価システムに関する研究成果、学位授与の要件等の学位システムに関する研究成果及び国際通用性のある質保証に係る研究成果等を、社会及び高等教育関係者へ参照情報として提供する。また、定期的を開催する大学質保証フォーラム等を通

じて、これらの成果の普及を図る。

③ 調査研究の成果と実績の評価

基盤的研究及び実証的研究の研究成果を関連学協会等の学術論文誌及び機構で発行する学術誌『大学評価・学位研究』に査読を受けて公表する。また、各年度の各事業実施の検証等の結果及び事業によっては区切りとなる年度に当該期間の総括的な検証等の結果を高等教育関係者に報告する。さらに、各年度にシンポジウムを1回以上、研究会を3回以上開催し、調査研究の成果について議論を行う。これらを通じて、調査研究の実績を適切に評価して研究の質を確保するとともに、高等教育政策の動向に対応した調査研究の課題を不断に見直す。

Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

- 1 予算 別紙1のとおり
- 2 収支計画 別紙2のとおり
- 3 資金計画 別紙3のとおり
- 4 人件費の効率化

総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。

Ⅳ 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額 4億円
- 2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。

Ⅴ 重要な財産の処分等に関する計画

小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。

Ⅵ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学評価・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。

Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項

- 1 人事に関する計画

(1) 方針

- ① 業務運営の効率化を推進し、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。
- ② 特に事務系職員には、専門的な能力の向上を図るため、実践的研修を実施するとともに専門的研修事業の活用を行う。

(2) 人員に係る指標

常勤職員数（期限付職員を除く。）については、適宜適切に、業務等を精査し、職員数の適正化に努める。

(参考)

中期目標期間中の人件費総額

中期目標期間中の人件費総額見込み

3, 999百万円

ただし、上記の額は、役員及び常勤職員に対する給与、賞与、その他の手当、法定福利費であり、退職手当は含まない。

(別紙1)

平成26年度～平成30年度 予算

(単位:百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	6,062
大学等認証評価手数料	1,128
学位授与審査手数料	665
その他	38
計	7,893
支出	
業務等経費	5,054
うち 人件費(退職手当を除く)	3,379
物件費	1,669
退職手当	6
大学評価等経費	1,128
学位授与審査経費	665
一般管理費	1,046
うち 人件費(退職手当を除く)	620
物件費	426
退職手当	0
計	7,893

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

[人件費の見積り]

期間中総額:3,999百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員及び常勤職員に対する給与、賞与、その他の手当、法定福利費であり、退職手当は含まない。

[運営費交付金の算定ルール]

毎事業年度に交付する運営費交付金(A)については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = \{(C(y) - Tc(y)) \times \alpha 1(\text{係数}) + Tc(y)\} + \{(R(y) + Pr(y)) \times \alpha 2(\text{係数}) + Tr(y)\} + \varepsilon(y) - B(y)$$

A(y): 当該事業年度に交付する運営費交付金。

B(y): 当該事業年度における自己収入。

C(y): 当該事業年度における一般管理費。

$\varepsilon(y)$: 当該事業年度における特殊経費。重点施策の実施、事故の発生等の事由により当該年度に限り時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。これらについては、各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

$\alpha 1$: 一般管理効率化係数、3%。中期目標に記載されている削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

$\alpha 2$: 事業効率化係数、1%。中期目標に記載されている削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

(1) 人件費

毎事業年度の人件費 $P(y)$ については、以下の数式により決定する。

$$\begin{aligned} P(y) &= Pr(y) + Pc(y) + Tr(y) + Tc(y) \\ &= \{ (Pr(y-1) \times \gamma(\text{係数}) + Pc(y-1)) \times \sigma(\text{係数}) + Tr(y) + Tc(y) \} \end{aligned}$$

$P(y)$: 当該事業年度における人件費(退職手当を含む)。

$Pr(y)$: 当該事業年度における事業経費中の人件費(退職手当を除く)。 $Pr(y-1)$ は直前の事業年度における $Pr(y)$ 。

$Pc(y)$: 当該事業年度における一般管理費中の人件費(退職手当を除く)。 $Pc(y-1)$ は直前の事業年度における $Pc(y)$ 。

$Tr(y)$: 当該事業年度における事業経費中の退職手当。

$Tc(y)$: 当該事業年度における一般管理費中の退職手当。

γ : 業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。 $\pm 0\%$

σ : 人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。 $\pm 0\%$

(2) 事業経費 ($R(y) + Pr(y) + Tr(y)$)

毎事業年度の事業経費中の物件費 $R(y)$ については、以下の数式により決定する。

$$\text{事業経費中の物件費 } R(y) = R(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \gamma(\text{係数})$$

$R(y)$: 当該事業年度における事業経費中の物件費。 $R(y-1)$ は直前の事業年度における $R(y)$ 。

β : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。 $\pm 0\%$

γ : 業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。 $\pm 0\%$

(3) 一般管理費 ($C(y) = Pc(y) + E(y) + Tc(y)$)

毎事業年度の一般管理費中の物件費 $E(y)$ については、以下の数式により決定する。

$$\text{一般管理費中の物件費 } E(y) = E(y-1) \times \beta(\text{係数})$$

$E(y)$: 当該事業年度における一般管理費中の物件費。 $E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。

β : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。 $\pm 0\%$

(4) 事業収入

毎事業年度の事業収入 $B(y)$ の見積額については、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

(別紙2)

平成26年度～平成30年度 収支計画

(単位:百万円)

区分	金額
費用の部	8,173
経常費用	8,173
業務等経費	4,906
大学評価等経費	1,128
学位授与審査等経費	665
一般管理費	1,004
減価償却費	470
財務費用	0
収益の部	8,173
運営費交付金収益	5,872
大学等認証評価手数料	1,128
学位授与審査等手数料	665
資産見返物品受贈額戻入	20
資産見返運営費交付金戻入	450
雑収入	38
純利益	0
総利益	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(別紙3)

平成26年度～平成30年度 資金計画

(単位:百万円)

区分	金額
資金支出	8,173
業務活動による支出	8,173
投資活動による支出	4,906
財務活動による支出	1,128
	665
次期中期目標期間への繰越金	1,004
	470
資金収入	
業務活動による収入	
運営費交付金による収入	0
その他の収入	
投資活動による収入	8,173
財務活動による収入	5,872
	1,128
前期中期目標期間よりの繰越金	665

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。